

## ひまわり想いやりプロジェクト ～「働く」を、もう一度あなたのペースで～

◆「チャレンジ相談」— あなたらしい働き方を一緒に考えてみませんか？

仕事や働き方を見直したい女性のために、キャリアや社会保険などの制度の専門家による個別相談です。内容に応じて、2人の専門家が対応します。

☑①副業・起業・再就職など、これからの働き方を一緒に考えます②育休、時短勤務、年金や社会保険など、制度とキャリアの両面からサポートします



申込み  
フォーム(7月1  
日10時～受付)

内容	日程	時間	場所	相談員
①「やってみよう」をカタチに	8月4日(月)	午前9時30分～10時15分 午前10時30分～11時15分 午前11時30分～午後0時15分	男女共同参画センター またはZoomによるオンライン	中小企業診断士・社会福祉士 岩崎玲子氏
②ライフイベントと仕事の両立をサポート	9月8日(月)	午後1時～1時45分 午後2時～2時45分 午後3時～3時45分		特定社会保険労務士 米澤裕美氏

☑7月1日午前10時～申込みフォームで☎NPO法人ダイバーシティコミュニティー☎050-1809-0264✉info@diversitycommu.com  
※保育あり(要予約)。

### 募集 | 男女共同参画ポスター・アイレックロゴマーク

アイレック開設30周年を記念し、以下を募集します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

#### ①男女共同参画ポスター

【題材】以下の2つの中から1つ選んでご応募ください

- (1) 自分らしく生きる
- (2) とともに認めあうこと、ともに支えあうこと

【応募締切】9月2日必着

#### ②アイレックロゴマーク

【応募締切】9月2日まで☑QRコード内申込みフォームで☎男女共同参画センター

☎042-495-7002

※市ホームページに掲載されている募集要項をご確認のうえ、ご応募ください。



①詳しくはこちら



②詳しくはこちら

### 新規出店に係る改装工事費の一部補助を行います

出店のために必要な店舗の改装工事費用の一部を補助します。

☑市内の中小企業者で、店舗用物件を所有している方、賃借して店舗を営んでいる方(開業予定含む)

【申請期間】7月1日(火)～令和8年2月27日(金)(予算上限に達した場合、早期に受付終了となります)

【主な条件】新規出店に係る店舗の改装工事。市内の事業所で施工する税込10万円以上の工事(その他にも個別条件がありますので、詳しくは清瀬商工会へお問い合わせください)【補助額】新規出店に係る店舗の改装工事費用の2分の1～3分の2(上限50万円)

☎清瀬商工会☎042-491-6648



詳しくはこちら



### 東京都議会議員選挙の結果

6月22日に行われた東京都議会議員選挙の、北多摩第四選挙区の結果は以下のとおりです。

☎選挙管理委員会事務局

☎042-497-2561

■各候補者得票数(カッコ内は清瀬市分)

・渋谷 のぶゆき  
24,204票(11,250票)

・原 のり子  
20,391票(8,193票)

・細谷 しょうこ  
18,346票(6,442票)

・仲 れいこ  
8,733票(3,484票)

※上位2人が当選です。

■投票総数  
北多摩第四選挙区71,674票(清瀬市 29,839票)

### 食育推進事業「食育クッキング」

①発災！3日後からの体調管理の知恵～日常備蓄の活用調理法～

②地場野菜たっぷり給食メニューをつくらう

③みんなと楽しく食べよう保育園給食

☑①先着16人(参加者の調理はなし)②小学5・6年生、中学生(保護者付き添い不可。昨年度参加された方はご遠慮ください)。先着16人③先着6組(子連れ参加可)☑①7月23日(水)午前10時～

11時30分②7月30日(水)午前10時～午後1時③7月31日(木)午前10時～午後0時30分①～③いずれ

も☑場しあわせ未来センター

一費無料☑エプロン、三角巾(②・③のみ)、タオル、マスク、筆記用具☑7月1日午前9時～実施日3日前までに二次元コード内申込みフォームで

☎健康推進課成人保健係

☎042-497-2076



詳しくはこちら

### 防犯機器等の購入緊急補助事業

市では、昨今の「闇バイト」による侵入窃盗事件等の対策として侵入防止用機器等の購入補助を行います。

☑清瀬市に住民登録のある世帯(1世帯1回限り)  
※共同住宅(マンション、アパート等)にお住まいの世帯も対象ですが、管理者等は対象外です。

【補助額】対象経費の2分の1、上限額2万円(1,000円未満切り捨て)

【補助対象外経費】機器の購入に伴う配送料等、機器の交換等に伴う撤去費用・移設費用、リサイクル料・廃棄手数料等

【補助対象機器等】下表のとおり(表にない機器の購入をお考えの方は、購入前にご相談ください)

☑7月1日～令和8年1月30日(必着)に「清瀬市防犯機器等購入緊急補助金交付申込書」と「清瀬市防犯機器等購入緊急補助金交付請求書」に以下①～④の添付書類をあわせてご提出ください。

①防犯機器の製品名、設置工事等の内容、購入日または施行日、支払金額、領収年月日等が記載された領収書等の写し

②申込者の本人確認書類(氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書)の写し

③施工または設置後の写真

④口座情報が確認できる書類(通帳等)の写し



詳しくはこちら



#### 補助対象項目

- 防犯カメラの設置(侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限り)
- カメラ付きインターホン
- 防犯フィルムの取り付け(CPマークあり)
- 面格子の取り付け
- 人感センサー、センサーライトの設置
- 玄関または窓への錠(補助錠も含む)の取り付け
- サムターンカバー・ロックカバーの取り付け
- 防犯砂利
- センサー付きアラームの取り付け
- ダミーカメラ

☎防災防犯課防災防犯係☎042-497-1848



清瀬市市制施行55周年について  
詳しくはこちら

### 2025年は清瀬市市制施行55周年

#### 第7回 増える！清瀬の文化財

市には現在26件の文化財があり、すべて市制施行後に指定が行われています。昭和52年、清瀬で最初に文化財が指定されました。中清戸の獅子舞「清戸獅子」、下宿のお囃子「下宿囃子」、中里の歌舞伎を真似た芝居「中里万作」の3件で、全て民俗芸能でした。

その背景には昭和50年の文化財保護法の改正があります。当時、高度経済成長を受けて風俗慣習・民俗芸能は急速な消滅傾向にあり、保護の必要を迫られていました。そこで、改正により「民俗文化財」という文化財を新たに定義し、「有形文化財」「無形文化財」に並ぶ独立した文化財として位置付けました。この改正を受け、前述の3件の民俗芸能が「民俗文化財」として指定されました。

その後、美術工芸品や天然記

念物などが続々と指定され、市の文化財から東京都や国の文化財へと指定されるものも出てきました。

重要有形民俗文化財「清瀬のうちおり」は市内唯一の国指定文化財です。一方、「中里万作」のように継続困難により指定から除外されたものもあり、文化財を取り巻く人々による力を合わせた保存・活用が課題となっています。

現在、文化財の選定・指定は継続して行われており、今年3月には平安時代の陶器の破片「緑釉陶器」が市の有形文化財に指定されました。近年は、改めて価値を再認識されたものや経年と共に消滅の危機にあるものなどが、綿密な調査と厳正な審査の上で指定を受けています。市が後世に継承する財産はこれからも増えていくでしょう。



市指定無形民俗文化財「清戸獅子」(昭和60年撮影)



市指定無形民俗文化財「下宿囃子」(昭和55年撮影)